

平成 24 年 7 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社ドーン
 代表者名 代表取締役社長 宮崎正伸
 (コード番号 2303)
 問合せ先 取締役総務部長 近藤浩代
 (TEL 078-222-9700)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 7 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 8 月 29 日開催予定の第 21 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、平成 24 年 4 月 25 日開催の取締役会において、平成 24 年 5 月 31 日を基準日、平成 24 年 6 月 1 日を効力発生日として、1 株を 100 株に分割するとともに 100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたしました。これに伴い、単元未満株式について行使できる権利を明確にするために規定を新設するものであります。(変更第 9 条)
- (2) その他上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p><u>第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>(1)会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2)取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p><u>(3)募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
第 9 条～第 48 条 (条文省略)	第 10 条～第 49 条 (現行どおり)

3. 定款変更の日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日
 定款変更の効力発生日

平成 24 年 8 月 29 日 (水曜日)
 平成 24 年 8 月 29 日 (水曜日)

以 上